

新商品生産による新事業分野開拓者認定制度の概要

1 目的

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者（ベンチャー企業等）を知事が認定し、ベンチャー企業等が開発、生産した新商品を県が随意契約によって優先的に調達できるようにすることにより、ベンチャー企業等の販路開拓を支援し、ベンチャー企業等の育成を図ります。

○地方自治法施行令
(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。 (16. 11. 10 政令改正により追加)

2 申請者の要件

県内に事業所を有する中小企業者であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当する商品（県の機関において用途が見込まれるものに限り）で、下記3に定める認定基準に適合するものを生産する者であることが必要です。

- (1) 中小企業等経営強化法に基づく知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品
- (2) 旧中小企業創造活動促進法に基づく知事の認定を受けた研究開発等事業計画に基づいて生産する商品
- (3) その他前2号の経営革新計画等に準ずる事業計画に基づいて生産する商品で、既存又は類似の商品に比して性能、技術等の面で著しい新規性、独創性が認められるもの
→(1)及び(2)の経営革新計画等は、(3)の事業計画の例示です。経営革新計画の承認等を受けていなくても、申請できます。

3 主な認定基準

申請者が作成した「新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）が、次に掲げる基準に全て適合することが必要です。

- (1) 新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、

実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

→新規性、独創性が必要

- (2) 新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

→社会的有用性が必要

- (3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

→事業化の実現可能性が必要

(実施計画に記載する事項)

- 新商品の生産の目標
- 新商品の内容
- 新商品の生産の実施時期
- 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 認定の効果

- (1) 認定を受けた企業等が生産する新商品を、随意契約により県が優先的に購入することができます。(認定自体が新商品の購入を確約するものではありませんが、入札によらない購入の途が開けます。)
- (2) 県のホームページ等で公表されることにより、認定を受けた企業等やその新商品のPR・周知が図られます。
- (3) 認定の有効期間は、認定の日からその日の属する年度の翌々年度の3月31日まで(実質的に2～3年間)となります。

5 認定の方法等

- (1) 別途設置する新事業分野開拓者認定委員会において審査し、その結果をお知らせします。
- (2) 認定を受けた企業等が実施計画に基づいて生産する商品について、企業等と県が随意契約を締結した場合は、契約の相手方(企業等)の名称及び契約の相手方とした理由が公表されます。

○愛媛県会計規則

(随意契約の手続)

第145条の3 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申込方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況を公表すること。

(18.4.1 規則改正により追加)